

# 家庭用電気冷凍庫が 「家電リサイクル法」の対象品目に 加わります!!

「家電リサイクル法」では、これまでテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの4品目を対象としていましたが、平成16年4月1日から家庭用の「冷凍庫」が加えられます。

家庭用電気冷凍庫は、家電リサイクル法の対象品目としてすでに回収が行われている冷蔵庫と同様な機能と構造をしており、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類が冷媒、断熱材発泡剤として使われてきました。

家庭用電気冷凍庫が家電リサイクル法の対象となることによってフロン類の回収・処理が一層推進され、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られます。

リサイクルに必要な料金と収集運搬料金の負担について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

## リサイクルに必要な料金

他の家電リサイクル法対象製品と同様に再商品化料金と収集運搬料金がかかります。

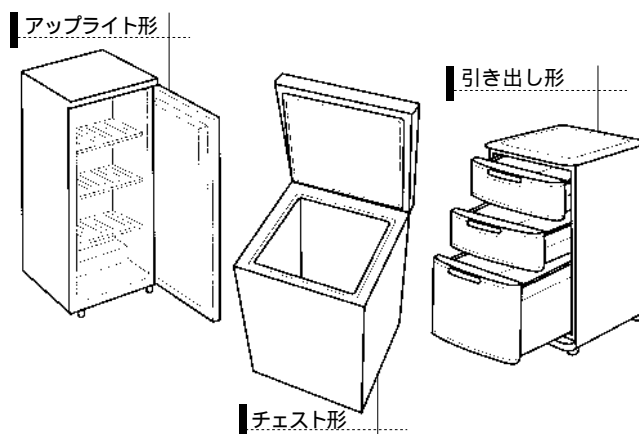
詳しくは家電店にお問い合わせください。

## 家電リサイクル券

家電店などに再商品化料金と収集運搬料金を支払ったときは、「家電リサイクル券」の控えを必ず受け取ってください。

平成16年4月1日からは「粗大ごみ」で収集されません。

家庭用のものに限って対象となります。



フロン類回収や資源の有効利用のために  
ご協力をお願いします。

お問い合わせ先  
町民税務課(環境衛生係)  
☎ 52-2145